

産業廃棄物処分業許可申請書																	
〇〇年 〇〇月 〇〇日																	
青森市長 津軽 多村麻呂 様																	
申請者																	
住所 青森県青森市新町一丁目1番1号																	
氏名 株式会社赤北商事																	
代表取締役 青森 一朗太																	
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）																	
電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇																	
<p>自動車等破砕物は、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くずの3種が含まれる場合に記入すること。取り扱う場合は「自動車等破砕物を含む」と記入すること</p>																	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>																	
<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	<p>中間処理 破砕処分：木くず、がれき類、廃プラスチック類 これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物を除く。</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物を取扱わない場合、記載不要です。</p> <p>書ききれない場合は別紙に記入し添付すること</p>																
<p>主たる事業所の所在地</p>	<p>事務所 青森県青森市中央一丁目1番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>事業場 青森県青森市大字野沢字川部11番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-××××</p> <p>処理施設及び保管施設を有する場所の所在地すべてを記入すること</p>																
<p>事務所及び事業場の所在地</p>																	
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>申請書別紙第2面「中間処理施設の概要」のとおり</p>																
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：青森県青森市大字野沢字川部11番1号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（廃棄物）</th> <th>面積</th> <th>保管上限</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木くず</td> <td>400㎡</td> <td>140 t</td> <td>2.5m（屋内）</td> </tr> <tr> <td>がれき類</td> <td>400㎡</td> <td>5600 t</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>50㎡</td> <td>53.2 t</td> <td>1.5m（屋内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>欄が足りない場合、別紙〇〇としてよい</p>	（廃棄物）	面積	保管上限	高さ	木くず	400㎡	140 t	2.5m（屋内）	がれき類	400㎡	5600 t	3m	廃プラスチック類	50㎡	53.2 t	1.5m（屋内）
（廃棄物）	面積	保管上限	高さ														
木くず	400㎡	140 t	2.5m（屋内）														
がれき類	400㎡	5600 t	3m														
廃プラスチック類	50㎡	53.2 t	1.5m（屋内）														
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>申請書別紙第2面「中間処理施設の概要」のとおり</p>																
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>																	

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	青森県	0 2 0 △△△△△△△△
	八戸市	1 2 2 △△△△△△△△
	宮城県	申請中（○月○日提出）
申請者（個人である場合）		
申請中の場合も記入すること		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
登記事項証明書のとおり記入すること		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃせきほくしょうじ 株式会社赤北商事	青森県青森市新町一丁目1番1号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人がいる場合に記入すること		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
役員と同等以上の支配力を有するものすべてを記載 略字等を使用せず、住民票のとおり記載すること	役職名・呼称	住所
役員（申請者が法人である場合）		
住民票のとおり記入すること		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
あおり いろうた 青森 一朗太	平成元年12月31日 代表取締役	青森県青森市新町一丁目1番1号 青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801
あおり おうりん 青森 王林	松和63年1月1日 取締役	青森県青森市新町一丁目1番1号 青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801
なみおか じろうまる 波岡 二郎丸	平成5年12月30日 監査役	東京都新宿区西新宿1番1号 青森県青森市中央一丁目1番1号

株式会社の場合に記入

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000 株		出資の額	10,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
あおもり いちろうた 青森 一朗太	平成元年 12月31日	500株 50%	青森県青森市新町一丁目1番1号 青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801	
あおもり おうりん 青森 王林	昭和63年 1月1日	250株 25%	青森県青森市新町一丁目1番1号 青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801	
ゆうげんがいしゃとうせんぐみ 有限会社東川組		250株 25%	青森県青森市大字駒込字桐ノ沢1番1号	

法人株主も記載すること

住民票のとおりに記載すること

登記事項証明書のとおり記載すること

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
なみおか とき 波岡 トキ	平成5年12月28日 支店長	東京都新宿区西早稲田1番1号 青森県青森市中央一丁目1番1号	

取締役ではない支店長など、政令第6条の10に規定する使用人がいる場合には記載すること

備考

- ※欄は記載しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

青森市内一円の建設工事現場において生ずる木くず及びがれき類、青森市内一円の工場で発生する廃プラスチック類を、排出事業者との委託契約に基づき、破碎施設を用いて破碎処分を行う。破碎処分した木くず及びがれき類はそれぞれ燃料チップ、再生砕石として売却し、有償譲渡できない場合は産業廃棄物として法に基づき処理委託する。破碎処分した廃プラスチック類は法に基づき焼却処分委託する。

産業廃棄物が排出される業種・事業場であること

申請者の処理施設を記載すること

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	処分先の名称及び所在地
1	木くず	100t/月	固形状	市内一円建築現場	破碎	(株)赤北商事 青森県青森市大字野沢字川部11番2号
2	廃プラスチック類	10t/月	固形状	(株)諏訪製作所 青森県青森市柳川 1-1	破碎	(株)赤北商事 青森県青森市大字野沢字川部11番4号
3	がれき類	500t/月	固形状	市内一円建築現場	破碎	(株)赤北商事 青森県青森市大字野沢字川部11番3号
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

施設の種類ごとに作成すること

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	木くずの破碎施設 (許可施設の場合、許可年月日及び許可番号を併記)
設置場所	青森県青森市大字野沢字川部11番2号
設置年月日	設置年月日 令和6年1月4日 許可年月日 令和6年2月29日 許可番号 R06-8の2-99
処理能力	10トン/日(8時間)
廃棄物の種類	木くず
処理施設の処理方式及び設備の概要	(1) 処理方式 ホッパー、2軸破碎機、ベルトコンベア (2) 設備の概要 ・設備の名称 破碎機 ・製品名 マナクラッシャー ・型番 ZX111R ・製造元 (株)坂本精機
環境保全設備の概要	騒音振動防止のため、屋内設置 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために 破碎機部分と排出部分の2箇所に散水装置を設ける。 散水装置はノズル式で、クラッシャーの付帯設備。

(第2面)

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	がれきの破碎施設 (許可施設の場合、許可年月日及び許可番号を併記)
設置場所	青森県青森市大字野沢字川部11番3号
設置年月日	設置年月日 令和6年1月5日 許可年月日 令和6年2月28日 許可番号 R06-8の2-98
処理能力	200トン/日(8時間)
廃棄物の種類	がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	(1) 処理方式 ホッパー、ジョークラッシャー、振動篩、ベルトコンベア (2) 設備の概要 ・設備の名称 破碎機 ・製品名 超割の仗助 ・型番 KY-324R ・製造元 (株)岩間重工
環境保全設備の概要	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために破碎機及び振動篩、ベルトコンベアの3箇所には散水装置を設置する。 騒音・振動・粉じん防止のため、振動篩は屋内に設置する。 保管施設は、粉じん飛散防止のため散水装置を設置する

(第2面)

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設 (許可施設の場合、許可年月日及び許可番号を併記)
設置場所	青森県青森市大字野沢字川部11番4号
設置年月日	設置年月日 令和6年1月31日
処理能力	3.8トン/日(8時間)
廃棄物の種類	廃プラスチック類
処理施設の処理方式及び設備の概要	(1) 処理方式 ミキサーせん断、サイクロン (2) 設備の概要 ・設備の名称 粉碎機 ・製品名 モウレツミキサー ・型番 MR II 1 2 XY ・製造元 (株)ハリケーン葵
環境保全設備の概要	粉じんはサイクロンで捕集する。 騒音・振動・粉じん防止のため、屋内に設置する。

4. 最終処分場の概要	
最終処分場の種類及び名称	該当なし (許可施設の場合、許可年月日及び許可番号を併記)
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

(1) 処分を行う時間及び休業日

時間：月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時までのうち8時間稼働

(正午から午後1時まで休憩)

休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他夏季休暇等の当社指定日

(2) 処分業務の受託及び計画

① 一日当たりの処分量：木くず4t、廃プラスチック類0.4t、がれき類20t

② 排出者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、処理受託能力及び許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。必要に応じて排出元の確認を行い、適正処理の確保に万全を期すこととする。

③ 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。

④ 受け入れた産業廃棄物は産業廃棄物処理基準に従い処分業務を行い、処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。処理に関する帳簿を事業場ごとに作成し備えつけ毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

(3) 受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認方法

委託契約書に記載した受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等に相違ないか目視で確認する。また、石綿含有産業廃棄物でないことを書類等により確認する。確認の結果、処理できないものは受入れを拒否する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールを使用し計量する。

(4) 設備・機器の点検検査計画

別紙「点検簿」のとおり実施する。点検結果は5年間保存する。

処理施設は、年1回以上、製造メーカーのメンテナンスを受け、その結果を書面で保存する。検査結果は、5年間保存する。

(5) 日常の管理体制

別紙「組織体制」のとおり。異常が生じた場合は、直ちに施設を停止させ、原因究明を行う。原因が判明して改善されるまでの間は、施設は稼働しない。

(6) 災害防止計画

① 災害、事故発生の防止計画

設備等の日常点検、定時の巡回等を徹底する。また、運転管理マニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底し知識技能の向上を図る。

② 災害等発生時の対応方法

直ちに施設の稼働を停止し、作業員の人命確保、安全確認を行う。統括責任者に連絡すると共に必要な措置を講じる。また、③の緊急連絡系統図に従い関係機関に連絡し、指示を受ける。

③ 災害等発生時の緊急連絡系統図

別紙「緊急連絡系統図」のとおり

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇〇人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

① 木くずの破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。破碎機の投入口にバックホーを用いて木くずを投入するときは、適正量とし、飛散することのないようにする。

建物内に設置し外壁で囲い、騒音を防止する。

床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

破碎物が雨水等による汚水を発生しないように、建物内に保管する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

散水装置を設け、粉じんの発生を防止する。

② がれき類の破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。破碎機の投入口にバックホーを用いてがれき類を投入するときは、適正量とし、飛散することのないようにする。

騒音・振動・粉じん飛散防止のため、破碎機は外壁を覆うとともに篩は屋内に設置する。

また、床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

散水装置を設け、粉じんの発生を防止する。

② 廃プラスチック類の破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。床面がコンクリートで舗装された建物内に設置し、騒音・振動発生を防止する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

(2) 保管施設において講ずる措置

木くず及び廃プラスチック類は建屋内に保管し、床面をコンクリート製とし、飛散・流出及び地下浸透を防止する。また、貯留した雨水が保管施設に侵入しないように施設内の底面を一段高くする。がれき類は周囲に囲いを設け、飛散流出を防止する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、毎日業務終了時に点検及び清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

保管場所には見やすい位置に掲示板を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

保管の高さ、保管数量の上限を超えて保管はない。保管施設以外の場所に保管しない。

保管施設の破損等を発見した場合には、速やかに補修を行う。

このほか、保管基準を遵守して保管する

(3) 最終処分場において講ずる措置

次の事項について記載すること。

ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置

イ 廃棄物の地下浸透の防止措置

ウ 悪臭発散の防止措置

エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置

オ 汚水による公共用水域及び地下水の汚染防止措置

カ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物とその他の物との混合防止措置

キ その他

次の事項について記載すること。

ア 廃棄物の飛散・流出の防止措置

イ 悪臭防止措置

ウ 騒音、振動の防止措置

エ 地下浸透並びに衛生害虫等に対する生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる措置

(第6面)
重機等の写真

重機等名称又は型番	オオマツ パワーショベル S6600	
写 真	 <p data-bbox="560 999 1043 1055">申請前3か月以内の撮影であること</p>	
	撮影	〇〇年〇〇月〇〇日
重機等名称又は型番	オオマツ パワーショベル付属 グラップル ND5	
写 真	 <p data-bbox="568 1895 1051 1951">申請前3か月以内の撮影であること</p>	
	撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

(第7面)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	木くず	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	100 t/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 株蓮瀉紙業
		(所在地) 青森県青森市新城山田111
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 (有)タムラメタルに燃料用チップとして売却 売却できないものは、焼却処分委託		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(第7面)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	450 t/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 株阪神組
		(所在地) 青森県青森市平新田林越1
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 再生砕石として建設業者に売却 売却できないものは、埋立処分委託		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(第7面)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	金属くず	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	50 t/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 (有)タムラメタルに売却		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(第7面)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	10 t/月	
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) 株蓮瀉紙業
		(所在地) 青森県青森市新城山田111
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 焼却処分委託する		
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地	10,000	
事 務 所	5,000	
収集運搬車両	0	
処 理 施 設	90,000	
維持管理費用	5,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	50,000
	借 入 金	61,000
	(借入先名)	斗南銀行
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

(第9面)

資産に関する調書 (個人用)

〇〇年 〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	普通預金	1	2,000
有価証券	保険積立金	1	取引金融機関の残高証明書等から転記 400
未収入金			0
売掛金			0
受取手形			市長村役場発行の資産証明書から転記 0
土地	青森市野沢川部1-1	500㎡	20,000
建物	事務所	1	5,000
備品			所得税確定申告で用いる固定資産台帳の未償却残高から連記 0
車両	貨物トラック	1	8,000
その他	処理施設		20,000
資 産 計			55,400
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	銀行借入	1	3,000
短期借入金	銀行借入	1	取引金融機関の残高証明書等から転記 2,000
未払金			0
預り金			0
前受金			0
買掛金			0
支払手形			0
その他			0
負 債 計			5,000

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

役員全てに欠格要件に該当しないことを確認した上で誓約すること

〇〇年 〇〇月 〇〇日

青森市長 津軽 多村麻呂 様

押印は不要です

申請者

住 所 青森県青森市新町一丁目1番1号

氏 名 株式会社赤北商事

代表取締役 青森 一朗太

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

講習会修了者を明記すること

産第14号様式

役員・従業員名簿				
氏名	住所	生年月日	職名	備考
青森 一朗太	青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801	平成元年12月31日	代表取締役	講習会修了者
青森 王林	青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801	昭和63年1月1日	取締役	
波岡 二郎丸	青森県青森市中央一丁目1番1号	平成5年12月30日	監査役	
波岡 トキ	青森県青森市中央一丁目1番1号	平成5年12月28日	支店長	
麻蒸 三郎彦	青森県青森市大字浅虫字螢谷1	平成2年1月1日	作業員	
麻蒸 彩香	青森県青森市大字浅虫字螢谷1	平成2年2月2日	事務員	
役員以外の従業員（継続して業に従事する者）も記載すること			別紙第4面の従業員数内訳と整合を図ること	

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	
青森市長 津軽 多村麻呂 様	
<p>申請者</p> <p>住所 青森県青森市新町一丁目1番1号</p> <p>氏名 株式会社赤北商事 代表取締役 青森 一朗太 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	中間処理 中和 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る）
事務所及び事業場の所在地	事務所 青森県青森市中央一丁目1番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	事業場 青森県青森市大字野沢字川部11番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-××××
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	種類：中和施設 設置場所：青森県青森市大字野沢字川部11番1号 設置年月：令和6年1月4日 処理能力：30m ³ /日（8時間） 許可年月日：令和6年2月1日 許可番号：-
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地：青森県青森市大字野沢字川部11番1号 保管面積：20m ² 処理能力：30m ³ /日（8時間） 保管する産廃の種類：廃酸 pH < 2.0のものに限る） 保管上限：15m ³ 最大保管高さ：屋内（1.5m）
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	中和施設（2槽攪拌・苛性ソーダ使用）
※ 事務処理欄	

押印は不要です

主たる事務所の所在地

処理施設及び保管施設の所在地

欄が足りない場合、別紙
〇〇としてよい

欄が足りない場合、別紙
〇〇としてよい

（日本産業規格 A列4番）

※第2面以降は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと